

令和6年度

介護福祉士修学資金貸付の手引き

令和5年7月

社会福祉法人緑ヶ丘学園

(稚内市)

## 目 次

- 1 事業の概要 . . . . . 2 ~ 8
- 2 申込み等の手続き . . . . . 9 ~ 14
- 3 手続きに必要な提出書類 . . . . . 15 ~ 17
- 4 様式一覧 . . . . . 18
- 5 お問い合わせ先 . . . . . 19

## 1 事業の概要

### (1) 目的

介護福祉士指定養成施設（以下、「養成施設」といいます。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指し、取得後に社会福祉法人緑ヶ丘学園（以下、「学園」といいます。）が運営する介護施設及び障がい者施設において、介護等の業務に従事しようとする方に修学資金を貸し付けすることにより、その修学を容易にするとともに、学園が質の高い介護福祉士の養成・確保を図ることを目的とします。

### (2) 実施主体

資金の貸付けは、学園が行います。

### (3) 貸付対象者・貸付の条件等

#### ① 貸付対象者

ア 北海道内の介護福祉士養成施設に在学していること。

（※ 原則として、令和6年度に養成施設へ入学された方を対象とします。）

イ 養成施設を卒業後、学園が運営する介護施設及び障がい者施設で介護等の業務に従事する意思があること。

ウ 成績が優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に本資金を必要としていること。

#### ② 貸付額

下記の金額を上限として貸し付けます。

ア 学費 月額 50,000 円

イ 就職準備金 200,000 円（最終回の貸付時）

#### ③ 貸付利率

貸付金は無利子です。

（※ ただし、貸付後に貸付の条件に反して返還する事となった場合にあって、当該返還が遅延した場合は、別途遅延利息が発生します。）

#### ④ 貸付期間

貸付期間は、養成施設に在学する期間を限度とします。

#### ⑤ 連帯保証人

貸付については、連帯保証人が2名必要です。（貸付希望者が未成年である場合には、1名は法定代理人が必要です。）

（※ 連帯保証人については、別添「申請にあたっての留意事項」をご覧ください。）

#### ⑥ 就職準備金について

就職準備金については、貸付対象者の養成施設での成績や経済状況等を勘案して貸付けを決定しますが、原則として、働きながら修学している場合は貸付けできません。

### （４） 貸付方法（申し込み・貸付の決定等）

修学資金は、学園と貸付対象者との契約により貸付けます。

#### ① 貸付の申し込み

借入れを希望する方（貸付対象者）は、申請書等の申し込みに必要な書類をすべて揃えて学園宛てに提出してください。

なお、「推薦書」については、在学する養成施設において、当該養成施設の長の推薦書の作成をお願いして、各申請書類と併せて提出してください。

（※ 書類提出の際は、別添「申請書等チェックリスト」で書類の不足や不備等について、必ず確認してください。）

#### ② 貸付の審査・決定

学園は申請内容（申請書類）を審査し、貸付の可否を決定後、借入希望者と養成施設にその結果を通知します。（申請月日にもよりますが、概ね6月下旬から7月上旬を予定しています。）

（※ 申請書の受理から決定までは、提出書類の確認及び審査を経て、貸付決定通知若しくは不承認通知を養成施設宛てに送付します。ただし、提出された書類に不備があった場合等については、若干の日数を要することになります。）

## (5) 資金の交付

### ① 貸付の方法

貸付契約により、貸付金は原則として毎月指定の口座に振り込みます。

(※ ただし、貸付の第1回目については、貸付決定の月の翌月に、同年の4月から同月までの貸付金を一括して振り込みます。)

### ② 就職準備金

学園が就職準備金の貸付を決定した場合は、学費貸付金の最終回の送金時に併せて振り込みいたします。

## (6) 貸付の承認の取消し

学園は、貸付の決定又は貸付金の交付を受けている方が、下記のいずれかに該当するに至ったときは、貸付の承認を取り消します。

- ① 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- ② 在学する養成施設を退学したとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ 傷病その他の理由により、修学を継続することが困難であると認められるとき。
- ⑤ 不品行により、将来学園の職員として適当でないと認められるとき。
- ⑥ 虚偽の申請その他の不正な手段により修学資金の貸付けを受けたことが判明したとき。
- ⑦ 修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

## (7) 貸付の休止等

貸付の決定又は貸付金の交付を受けている修学生が自ら養成施設を休学、又は養成施設から休学の処分を受けたときは、貸付けを休止します。

また、正当な理由なくして規定に基づく届け出、報告等を行わなかったときは、貸付を停止することがあります。

## (8) 貸付金の返還

学園は、貸付の決定又は貸付金の交付を受けている方が、下記のいずれかに該当するに至ったときは、貸付の返還を求めます。

なお、返還の方法は、月賦、半年賦、一括のいずれか希望する方法とし、学園が発行する納入通知書により、指定する金融機関の窓口から納付していただきます。

### ① 返還に該当する事由

ア 前記(6)の①から⑥の事項に該当したことにより、学園が貸付けの承認を取り消したとき。

イ 養成施設を卒業した日から1年以内に、学園の職員として介護等の業務に従事しなかったとき。

ウ 学園の職員として介護等の業務に従事した場合であって、従事後5年以内に学園の職員でなくなったとき。

エ 学園の職員として介護等の業務に従事した場合であって、従事後5年以内に学園の業務以外での事由により死亡し、又は心身の故障により当該業務に従事できなくなったとき。

② 返還の期間は、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間とします。

③ 返還は、返還事由が発生した翌月から開始となります。

④ 正当な理由がなく、指定した期日までに貸付金の返還がなされなかった場合は、当該期日から支払いのあった前日までの日数に年5%の割合で計算した遅延利息の支払い義務が生じます。

## (9) 返還債務の履行の猶予

下記の事由に該当する場合は、申請により返還すべき債務の履行を猶予することができます。

- ① 貸付の承認が取消された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- ② 当該養成施設を卒業後さらに他種の社会福祉関係養成施設において修学しているとき
- ③ 災害、疾病、負傷その他のやむを得ない事情により当該返還債務の履行が困難であると認められるとき。
- ④ 養成施設を卒業後、当該卒業の年度に介護福祉士の国家資格を取得することができない場合であって、次年度に再度取得しようとするとき。(ただし、国家資格の取得前に、当該資格の取得を断念した場合は、猶予の承認を取り消します。)
- ⑤ 前記①～③のほか、特に学園が必要と認めるとき。

## (10) 返還債務の全額免除

下記の事由に該当する場合は、貸付金の返還債務を免除します。

- ① 養成施設を卒業し、かつ介護福祉士の資格を取得した日から1年以内に学園の職員となって、高齢者の介護業務又は障がい者の支援業務に5年以上従事した(在職期間が通算で1,825日以上であり、かつ業務に従事した期間が900日以上である)とき。
- ② 学園での業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の重大な故障のために、業務を継続することができなくなったと認められるとき。

## (11) 返還債務の減免（一部の減額又は免除）

下記の事由に該当する場合は、申請により、貸付金の返還債務（履行の到来していない部分に限ります。）の一部を減額、又は免除することができます。

- ① 死亡したとき。
- ② 災害その他のやむを得ない事情により、貸付金を返還することが困難であると認められるとき。
- ③ ①及び②以外の事由であって、学園がやむを得ないと認めるとき。

## (12) 届出の義務

下記の事項に該当する場合は、必ず届出が必要になりますので、特にご留意ください。

- ① 借受者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更が生じたとき。
- ② 連帯保証人が死亡、失そう又は破産その他の事情により、その資格を失い、新たな連帯保証人を定めたとき。
- ③ 貸付を受けることを辞退しようとするとき。
- ④ 養成施設から退学若しくは停学、又は留年の処分を受けたとき、又は復学したとき。
- ⑤ 自ら養成施設を退学、若しくは休学したとき、又は復学したとき。
- ⑥ 養成施設を変更したとき。
- ⑦ 養成施設を卒業し、介護福祉士の資格を取得したとき、又は介護福祉士の資格を取得できなかったとき。
- ⑧ 介護福祉士の資格を取得した後、1年以内に学園の職員として介

護等の業務に従事しなかったとき。

- ⑨ 介護福祉士の資格を取得した後、1年以内に学園の職員として介護等の業務に従事するが、従事してから5年以内に学園の職員でなくなったとき。
- ⑩ 借受者が死亡したとき。

### (13) 留意事項

#### ① 貸付の可否について

申請書類の確認及び審査を行います。(審査の結果、貸付けを承認できない場合があります。)

#### ② 同意書の提出について

「申請書の記載事項が真実かつ正確であること」「記載した個人情報について、関係者間で共有すること」「貸付は審査の結果希望に添えない場合がある」等、所定の同意書に記載の各事項に同意(署名・捺印)いただき、申請書と併せて提出していただきます。

#### ③ 返還免除対象期間について

学園の職員となり、介護等の業務に従事してから5年間以上(在職期間が通算で1,825日以上であり、かつ業務に従事した期間が900日以上)とします。

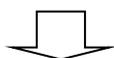
## 2 申込み等の手引き

### (1) 貸付申込みの手続き

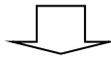
申請関係様式等	社会福祉法人緑ヶ丘学園法人本部へご連絡のうえ直接請求いただくか、学園ホームページからもダウンロードすることができます。 〒098-6642 稚内市声問5丁目44番11号 電話 0162-26-2632 ファックス 0162-26-8146 丁目 (ホームページ) URL : <a href="http://www.w-midorigaoka.com/">http://www.w-midorigaoka.com/</a>
---------	---



貸付承認申請	<p>① 「修学資金貸付承認申請書(様式第1号)」には、必要事項を正確に記入の上、添付すべき書類と併せて社会福祉法人緑ヶ丘学園に提出してください。(書留による郵送可能です。)</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 修学資金貸付承認申請書(様式第1号)</li><li>・ 養成施設の合格通知書の写し又は在学証明書</li><li>・ 申請者の履歴書(様式適宜)</li><li>・ // 健康診断書(申請前2ヶ月以内のもの)</li><li>・ // 学業成績表(養成施設の直前に在学していた教育機関における最終学年次のもの)</li><li>・ 申請者及び連帯保証人の住民票(記載事項の省略のないもの)及び身分証明書(又はこれに類するもの)の写し並びに課税証明書等</li><li>・ 申請者の戸籍謄本(ただし、本人が未成年の場合に限る。)</li><li>・ 養成施設の合格通知書の写し又は在学証明書</li><li>・ 誓約書(第2号様式)</li><li>・ 同意書(第3号様式)</li><li>・ 申請者の在学する養成施設の長の推薦状(第4号様式)</li></ul> <p>※ 個別の状況に応じ、他の書類が必要となる場合があります。(その際は、ご連絡いたします。)</p>
--------	--



貸付決定（承認）	<p>② 申請書類を学園が受付後、審査を経て貸付の可否を決定（承認）します。</p> <p>③ 審査の結果は「貸付承認（不承認）通知書」により、申請者に直接郵送にて通知します。          なお、その際「借用証書（第6号様式）」等の書類を併せて送付いたします。</p>
----------	---



借用証書等の提出 及び 資金の交付等	<p>④ 学園が送付した「借用証書（第6号様式）」及び「振替口座通知書（第7号様式）」並びに「借受者及び連帯保証人の印鑑登録証明書」を学園に提出してください。（借受者が未成年の場合は、印鑑登録証明書は、連帯保証人の方の証明書のみ必要となります。）</p> <p>⑤ 修学資金は、原則として毎月交付します。ただし、初年度の1回目については、貸付決定の月の翌月に、同年の4月から同月までの貸付金を一括して振り込みます。</p> <p>⑥ 貸付を辞退するときは、「貸付停止・再開・辞退届（第10号様式）」の提出が必要となりますので、学園宛てに様式を請求してください。折り返し関係する様式を送付いたします。</p> <p>⑦ 辞退以後の貸付は停止となり、規定により「返還の義務」が生じますので、「返還届（返還計画書）（第12号様式）」を学園に提出してください。当該届け出を受理した後、「返還通知書」を送付しますので、学園が承認した返還計画に基づき返還していただくことになります。</p>
--------------------------	---

## (2) 養成施設在学中、及び卒業後の手続き

### 〈返還債務の履行の猶予〉

ア 養成施設を卒業して国家資格を取得（登録）した場合、原則として貸付金を返還していただくこととなりますが、1年以内に当学園での職員採用手続きを経て、当学園の施設において介護等の業務に従事する場合は、申請により、貸付金の返還が猶予されます。



卒業報告	① 卒業した場合は、「卒業届（資格取得届）（第13号様式）」を提出してください。なおこの様式には、介護福祉士の国家資格取得の有無も記入することになっておりますので、併せて記入し、養成施設の長の証明をいただいたうえ、当該国家資格登録書の写しを添付し、学園に提出してください。
返還債務の履行猶予申請	② ①と併せて「返還債務の履行の猶予申請書（第17号様式）」を提出してください。申請を受理後、審査を経て可否を決定し、通知いたします。

イ 養成施設を卒業し、国家資格を取得できなかった場合で、次年度に再度国家資格を取得しようとする場合は、本人の申し出により1年間のみ返還を猶予することができます。（申し出の内容を審査して猶予の可否を決定いたします。）なお、次年度での資格取得ができなかった場合や資格取得を断念した場合には、別途、返還の手続きをとっていただくこととなります。また、資格を取得（登録）した場合は、速やかに当学園の職員採用の手続きをとっていただくことが条件となります。



返還債務の履行猶予申請	① 「返還債務に履行の猶予申請書（第17号様式）」を提出してください。申請を受理後、審査を経て可否を決定し、通知いたします。
-------------	--

ウ 前記ア、イのほか、下記の事由（在学かつ貸付期間中において貸付が取消しとなる場合）に該当する場合においても、引き続き当該養成機関に在学している場合は、申請により返還を猶予することがあります。（申請の内容を審査してその可否を決定いたします。）

a 在学中（貸付期間中）に当該貸付けを辞退したとき。

b 在学中の不品行により、将来学園の職員として適当でないと認められ、貸付が取消しとなったとき。

c 虚偽の申請その他の不正な手段により修学資金の貸付けを受け、貸付が取消しとなったとき。



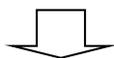
返還債務の履行猶予申請	① 「貸付停止・再開・辞退届（第10号様式）」及び「返還債務の履行の猶予申請書（第17号様式）」を提出してください。申請を受理後、審査を経て可否を決定し、通知いたします。
-------------	---

### 〈返還の場合〉

ア 養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士の国家資格を取得できなかった場合、又は当該資格の資格登録をしなかった場合、又は国家資格を取得後、定められた期間内に当学園に就職しなかった場合等、規定により返還する事由が生じた場合は、下記の手続きが必要となります。



卒業報告	① 卒業及び国家資格取得の有無を、「卒業届（第13号様式）」を提出してください。
返還届（返還計画書）の提出	② 「修学資金返還届（返還計画書）（第12号様式）」を①と併せて提出してください。
貸付金の返還	③ ②の内容を確認のうえ「修学資金返還通知書」を送付いたします。以後、返還計画に基づき、学園が送付する納入通知書により、所定の金融機関から納入してください。 ④ 納入通知書を発送後、当該納付期日を過ぎた場合は、その日数に応じて年5%の遅延利息が加算されます。



借用証書の返還	⑤ 返還が完了した場合は、学園がお預かりしている「借用証書（第6号様式）」をお返しいたします。
---------	---

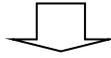
イ 養成施設に在学中に、貸付けが取消しとなる事項に該当するに至った場合は、速やかに下記の手続きをお願いします。

- a 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- b 退学処分を受けたとき又は自主的に退学したとき。
- C 休学若しくは停学となったとき、又は復学したとき。
- d 傷病その他の理由により、修学を継続することが困難であると認められるとき。
- e 不品行当により、将来学園の職員として適当でないと認められるとき。
- f 死亡したとき。
- g 虚偽の申請その他の不正な手段により修学資金の貸付けを受けたことが判明したとき。
- h 修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。



貸付の辞退等	① 「貸付停止・再開・辞退届（第10号様式）」を提出してください。（a～e、g、hに該当する場合）
返還届（返還計画書）の提出	② 「借受者死亡届（第14号様式）」（fに該当する場合）
貸付金の返還	③ 「修学資金返還届（返還計画書）（第12号様式）」を①又は②と併せて提出していただきます。
	④ ②の内容を確認のうえ「修学資金返還通知書」を送付いたします。以後、返還計画に基づき、学園が送付する納入通知書により、所定の金融機関から納入してください。

	⑤ 納入通知書を発送後、当該納付期日を過ぎた場合は、その日数に応じて年5%の遅延利息が加算されます。
--	--



借用証書の返還	⑥ 返還が完了した場合は、学園がお預かりしている「借用証書(第6号様式)」をお返しいたします。
---------	---

### (3) その他の手続

#### 〈住所、氏名等の変更〉

住所、氏名等を変更した場合	① 養成施設在学中若しくは卒業した後、住所や氏名等に変更があった場合は「借受者又は連帯保証人の住所・氏名等変更届(第8号様式)」を学園に提出してください。(連帯保証人についても同様の手続きが必要です。)
---------------	---

※ その他、ご不明な点があれば、ご遠慮なく学園にお問い合わせください。

### 3 手続きに必要な提出書類

〔在学中〕

#### (1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類名	様 式 等	備 考
貸付を申請するとき	申請チェックリスト		個別の状況に応じ、左記以外の書類が必要になる場合があります。 (※貸付決定後に学園が送付するもの) ・貸付承認(不承認)通知書 ・借用証書 ・振込口座申請書
	貸付承認申請書	第1号様式	
	住民票	市町村指定のもの	
	戸籍謄本	//	
	課税証明書等	//	
	履歴書(申請者のみ)	様式適宜	
	健康診断書( // )	医療機関発行のもの	
	学業成績証明書( // )	教育機関発行のもの	
	誓約書	第2号様式	
	同意書	第3号様式	
貸付が決定したとき	推薦状(養成施設作成)	第4号様式	
	借用証書	第6号様式	印鑑登録証明書は修学生(未成年者は不要)・連帯保証人各1通が必要です。
	振込口座(申込・変更)申請書	第7号様式	
印鑑登録証明書	市町村指定のもの		

#### (2) 変更事項がある場合に提出するもの

事 項	提出書類名	様 式 等	備 考
修学生及び連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更	借受者又は連帯保証人の住所・氏名等変更届	第8号様式	連帯保証人を変更する場合必要です。
	変更があったことが確認できる書類(住民票等)	市町村指定のもの	
	連帯保証人契約書	第9号様式	
休学・停学等のとき	貸付停止・再開・辞退届	第10号様式	貸付が停止されます。
復学したとき			貸付が再開されます。
退学したとき 貸付を辞退するとき 貸付停止のとき	貸付停止・再開・辞退届	第10号様式	返還通知書及び納入通知書を送付します。
	返還届(返還計画申請書)	第12号様式	

返還債務の履行の猶予を申請する時（在学中・被災・心身の故障等）	返還債務の履行の猶予申請書	第 17 号様式	個別の状況に応じ、左記以外の書類が必要になる場合があります。
	求職活動期間等申告書	第 16 号様式	
死亡したとき	借受者死亡届	第 14 号様式	貸付期間中の場合、貸付は終了となります。
	除籍証明書 又は死亡診断書（写し）	市町村指定のもの	

〔卒業後〕

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類名	様 式 等	備 考
卒業し、資格を取得かつ登録したとき	卒業届（資格取得届）	第 13 号様式	資格登録書（写し）を添付して下さい。
卒業したが、資格を取得できなかったとき	卒業届（資格取得届）	第 13 号様式	返還通知書を送付します。
	返還届（返還計画書）	第 10 号様式	
次年度に再度資格取得を目指すとき	卒業届（資格取得届）	第 13 号様式	返還債務の履行猶予決定（却下）通知書を送付します。（申請内容により可否を決定します。）
	返還債務の履行猶予申請書	第 18 号様式	
返還するとき	返還届（返還計画書）	第 10 号様式	返還通知書を送付します。その後、納入通知書を送付しますので、指定の金融機関へお支払いしていただきます。
修学生及び連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更	借受者又は連帯保証人の住所・氏名等変更届	第 8 号様式	
	変更があったことが確認できる書類	市町村指定のもの	
死亡したとき	借受者死亡届	第 14 号様式	
	除籍証明書 又は死亡診断書（写し）	市町村指定のもの	

## (2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類名	様 式 等	備 考
緑ヶ丘学園に就職して介護等の業務に従事したとき	業務従事届	第 15 号様式	返還債務の履行猶予決定（却下）通知書を送付します。
	返還債務の履行猶予申請書	第 18 号様式	
他の養成施設等へ進学したとき	在学届	第 17 号様式	養成施設を卒業後、社会福祉士養成施設等へ進学した場合はです。
	返還債務の履行猶予申請書	第 18 号様式	
就職活動中の場合（卒業後 1 年以内に限ります。）	求職活動期間等申告書	第 15 号様式	返還債務の履行猶予決定（却下）通知書を送付します。（申請内容により可否を決定します。）
	返還債務の履行猶予申請書	第 18 号様式	
災害・疾病等により業務に従事できないとき	返還債務の履行猶予申請書	第 18 号様式	返還債務の履行猶予決定（却下）通知書を送付します。（申請内容により可否を決定します。）
	医療機関の診断書・罹災証明書等	医療機関・証明機関等の発行するもの	

## (3) 返還猶予の事由に変更があった場合などに提出するもの

事 項	提出書類名	様 式 等	備 考
貸付条件に定める業務従事期間を超えたとき	返還免除申請書	様式第 20 号	返還免除決定通知書と併せて借用証書が返還されます。
貸付条件に定める業務従事期間中に緑ヶ丘学園を退職したとき	返還債務減免申請書	様式第 22 号	業務に従事した期間が貸付期間を上回る場合、返還債務の一部が免除になることがあります。
	返還届（返還計画書）	様式第 10 号	

※ 記載された事由以外の特別な事由が生じた場合は、別途ご相談に応じて対応させていただきます。

#### 4 様式一覧

各種様式は、社会福祉法人緑ヶ丘学園のホームページからダウンロードできます。  
 (URL : <http://www.w-midorigaoka.com/>)

【各種様式】

様式番号	名称
第 1 号 様 式	介護福祉士修学資金貸付承認申請書
第 2 号 様 式	誓約書
第 3 号 様 式	同意書
第 4 号 様 式	推薦状
第 5 号 様 式	貸付承認（不承認）通知書
第 6 号 様 式	介護福祉士修学資金借用証書
第 7 号 様 式	修学資金振込口座（申込・変更）申請書
第 8 号 様 式	借受者又は連帯保証人の住所・氏名等変更届
第 9 号 様 式	連帯保証人契約書
第 10 号 様 式	貸付停止・再開・辞退届（休学・停学・退学・復学等）
第 11 号 様 式	介護福祉士修学資金返還通知書
第 12 号 様 式	介護福祉士修学資金返還届（返還計画書）
第 13 号 様 式	卒業届（資格取得届）
第 14 号 様 式	借受者死亡届
第 15 号 様 式	業務従事届
第 16 号 様 式	求職活動期間等申告書
第 17 号 様 式	在学届
第 18 号 様 式	介護福祉士修学資金返還債務の履行猶予申請書
第 19 号 様 式	介護福祉士修学資金返還債務の履行猶予決定（却下）通知書
第 20 号 様 式	介護福祉士修学資金返還免除申請書
第 21 号 様 式	介護福祉士修学資金返還免除決定（却下）通知書
第 22 号 様 式	介護福祉士修学資金返還債務減免申請書
第 23 号 様 式	介護福祉士修学資金返還債務減免決定（却下）通知書
第 24 号 様 式	介護福祉士修学資金返還計画変更申請書
第 25 号 様 式	介護福祉士修学資金返還計画変更決定（却下）通知書
第 26 号 様 式	介護福祉士修学資金返還金に係る遅延利息の支払免除申請書
第 27 号 様 式	介護福祉士修学資金返還金に係る遅延利息の支払免除決定（却下）通知書

## 5 お問い合わせ先

この貸付事業については、下記にお問い合わせください。

○ 社会福祉法人緑ヶ丘学園 法人本部総務課

〒098-6642

稚内市声問5丁目44番11号

電話 0162-26-2632 ファックス 0162-26-8146